

## 「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討について

平成 21 年 9 月 29 日  
金融庁担当政務三役

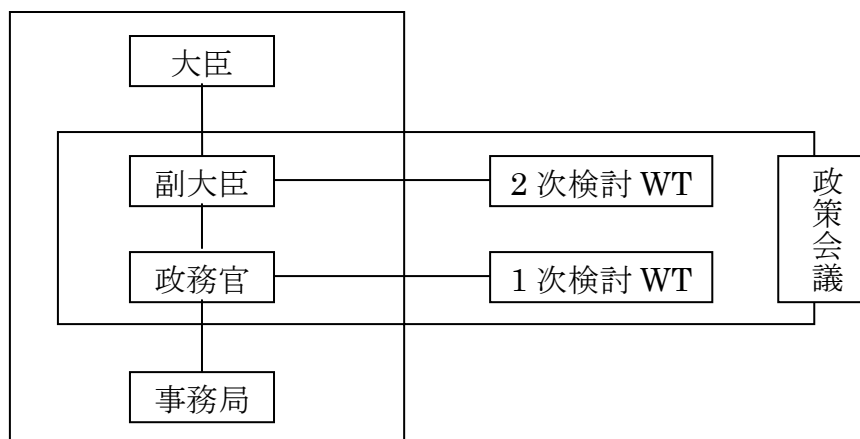
日本経済は依然として厳しい環境下にあり、企業金融についても政策的対応が必要な局面が続いている。こうした認識の下、金融庁としては、関係省庁と連携しつつ、「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討を行う。

既往の対策の実情を精査するとともに、新たな対策としてどのようなことが可能かを検討する。年末越えの資金繰り対策が急務であるうえ、企業金融の逼迫は雇用にも影響を与えることから、臨時国会までに成案をまとめることを目指す。そのうえで、内閣の方針に基づいて臨時国会に対応する。

## 1. 今後の検討プロセス

別紙のメンバーでワーキングチーム（WT）を設置し、1次検討は来週初（10月5日）、2次検討は来週末（9日）を目標に作業を進める（作業イメージは下図参照）。

政策会議での意見聴取、大臣報告、閣僚委員会等を経て成案をまとめ、内閣の方針を受けて法制化等の所要作業を行う。この間、副大臣、政務官を中心に、各種経済団体、金融界からも適宜ヒアリングを行う。



## 2. 検討ポイント

昨年末の提出法案（第 170 回国会、参第 13 号）をベースとしつつ、金融検査マニュアル・信用保証・制度融資・企業再生支援機構等の他の法制・政策との連携を図る。また、金融界の業態ごとの動向や、短期・中長期、証貸・手貸等の融資類型ごとの実情に応じた対応を図り、業界・業態の自主的な対応とシナジー効果を発揮し得るような検討を行う。